

AI電話サービス 利用規約

第1章 総則

(本規約の適用)

第1条 株式会社NTTドコモ(以下「ドコモ」といいます)が提供するAI電話サービス(以下「本サービス」といい、その内容等は第4条に定めるとおりとします)は、このAI電話サービス利用規約(以下「本規約」といいます)に基づき提供されます。なお、本規約に同意されない場合、本サービスの利用を申し込むことはできません。

(用語の定義)

第2条 本規約において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるとおりとします。

- (1) 「利用サービス」
本契約者が、本サービスを利用して提供するサービス、アプリケーション等をいいます。
- (2) 「サービス利用者」
利用サービスの提供を受ける者をいいます。
- (3) 「ドコモ AI エージェント API」
ドコモが提供する、音声・テキストユーザーインターフェースをパッケージ化した対話型 AI の ASP サービスをいいます。
- (4) 「ドコモ AI エージェント API 利用規約」
ドコモが別途ウェブサイト<https://www.ntt.com/business/services/ai_agent_api.html>(当社がその URL を変更した場合は、変更後の URL とします)で定めるドコモ AI エージェント API の利用規約をいいます。
- (5) 「本規約等」
本サービスの提供を受けるために必要となる本規約及びドコモ AI エージェント API 利用規約を総称したものをいいます。
- (6) 「利用契約」
本規約等に基づきドコモとの間で成立する契約をいいます。
- (7) 「本契約者」
ドコモとの間で利用契約を締結している者をいいます。
- (8) 「情報配信装置」
本契約者が本サービスを利用して利用サービスを提供するために設置し、又はドコモが指定する第三者のサービスを利用することで準備する電気通信設備等をいいます。
- (9) 「サービスセンタ」
ドコモが本サービスを提供するために設置する電子計算機及び電気通信設備等をいいます。
- (10) 「接続マニュアル」
本サービスの提供にあたり、情報配信装置とサービスセンタ間の情報を送受信するために必要となる、ドコモが別に定める I/F 仕様その他技術仕様及び条件等をいいます。
- (11) 「サービスガイドライン」
ドコモが別に定める本サービスの提供条件(接続マニュアルを含みます)等の総称をいいます。なお、サービスガイドラインも本規約の一部を構成し、本規約の内容に含まれるものとします。
- (12) 「利用者情報」
サービス利用者から情報配信装置に対して送信され、さらに本契約者により情報配信装置からサービスセンタへ送信され、サービスセンタに蓄積される情報をいいます。
- (13) 「コンテンツ」
本契約者が利用サービスにおいて、サービス利用者に対して提供する各種情報をいいます。
- (14) 「AWS」
Amazon Web Services, Inc.が提供するクラウドコンピューティングサービスの略称をいいます。
- (15) 「Amazon Connect」

- Amazon Web Services, Inc.が提供するクラウド型コンタクトセンターサービスをいいます。
- (16) 「AIML」
Artificial Intelligence Markup Language の略称で、会話のルールを作ることができる XML を応用したマークアップ言語をいいます。
 - (17) 「RPA」
ロボットプロセスオートメーションの略称で、主に定型作業を、パソコンの中にあるソフトウェア型のロボットが代行・自動化する概念のことをいいます。
 - (18) 「Customer」
BOT の応対相手のことをいいます。
 - (19) 「Agent」
BOT のこといいます。
 - (20) 「エージェント」
Amazon Connect 上で定義される、顧客からの問い合わせを受信して処理する者(オペレータ)をいいます。
 - (21) 「シナリオ」
AIML にて規定する、自動応対する対話フローをいいます。
 - (22) 「音声データ」
本サービス利用時に、本サービス内に蓄積されたサービス利用者が発話した音声データをいいます。
 - (23) 「対話ログ」
本サービス利用時に、本サービス内に蓄積される対話履歴、対話結果、RPA 連携用対話履歴のデータの総称をいいます。
 - (24) 「対話履歴」
ユーザー発話内容とシステム発話内容の両方をテキストにて保存したデータをいいます。
 - (25) 「対話結果」
通話毎の通話結果が保存されたデータをいいます。
 - (26) 「RPA 連携用対話履歴データ」
他システムとの連携用に、対話履歴データのユーザー発話のうちシナリオで該当する品詞等指定した単語を抜き出したデータをいいます。
 - (27) 「VRG 音声認識エンジン」
ドコモがサービス提供する音声認識を行うエンジンをいいます。
 - (28) 「Google 音声認識エンジン」
グーグル合同会社が提供する音声認識を行うエンジンをいいます。
 - (29) 「最大同時接続数」
本サービスで受電及び架電で同時に通話可能な最大数をいいます。

(本規約の変更)

第3条 ドコモは、本規約を掲載するウェブサイト

<<https://www.ntt.com/business/services/aitelephone.html>> (当社がその URL を変更した場合は、変更後の URL とします)に掲載する方法によって、次の各号のいずれかに該当する場合は、あらかじめ本契約者に周知することにより、本規約を変更することができるものとします。なお、本規約が変更された場合は、変更日以降当該変更後の本規約が適用されるものとします。

- (1) 本規約の変更が、本契約者の一般の利益に適合するとき
- (2) 本規約の変更が、利用契約の目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性その他の変更に係る事情に照らして合理的なものであるとき

(本サービスの内容等)

第4条 本サービスは、次の各号に掲げる機能を内容とし、

- ① その詳細はサービスガイドラインに定めるとおりとします。対話シナリオ機能
ドコモ AI エージェント API を利用し、AIML で作成した対話シナリオに沿って応答を変えられることができる機能。
- ② 受電応対機能
受電先の電話番号に紐づくシナリオを実行し、音声にて自動応対を可能とする機能。

- ③ 架電対応機能
架電対象先に架電し、規定したシナリオかつ、音声にて自動応対を可能とする機能。
- ④ 転送機能
シナリオにより転送を行うことが規定されている場合や、音声認識に失敗し、対話が成立しない場合等、あらかじめ規定した条件に基づき、オペレータへ転送する機能。
- ⑤ 対話ログ管理機能
Customer と Agent の間での対話内容、通話毎の応対結果(ステータス)を保持、参照及び取得できる機能。
- ⑥ 外部システム連携機能
本サービスが提供するAPIを利用し、外部システムと連携を可能とする機能。
- ⑦ 即時単語登録機能
AIML からシナリオ特化した認識ルールを指定することにより、指定した単語の音声認識精度を向上させる機能。
- ⑧ 類似単語登録機能
AIML からシナリオ特化した認識ルールを指定することにより、音声認識した結果が指定した単語と類似度が高い場合、指定した単語に音声認識結果を置換する機能。
- ⑨ キーダイヤル入力機能
対話において、Customer が電話のキーダイヤルでの応答を可能とする機能。
- ⑩ 音声認識エンジン切替機能
シナリオから、VRG 音声認識エンジンと Google 音声認識エンジンの切替ができる機能。
- ⑪ 音声合成機能
音声合成マークアップ言語を利用し、返答するシステム発話の読み上げスピード等の調整を自由に設定できる機能。
- ⑫ 転送取次機能
オペレータへ Customer との対話を転送する(基本機能④)前に、オペレータと Agent 間での対話を行い、Customer との対話を転送するかどうかを判断できる機能。
- ⑬ ポータル画面
契約者が WEB 画面にて本サービスの利用状況(受電・架電数、対話時間等)、対話履歴・対話結果、架電実行、障害・メンテナンス等の情報の確認等が行える機能。

第2章 利用契約

(利用契約の申込み)

- 第5条 本サービスの利用を希望する者(以下「申込者」といいます)は、本規約等の内容を承諾した上で、ドコモが別に定めるところに従い、所定の利用申込その他の手続きを行うことにより、利用契約の申込みを行うものとします。
- 2. 本契約者は、第三者が利用サービスの提供事業者としてサービス利用者に対して当該利用サービスを提供する目的に限り、当該第三者に対して本サービスの利用を再承諾することができるものとします(以下、本項に基づき本契約者から本サービスの利用の再承諾を受ける当該第三者を「再承諾先」といいます)。
 - 3. 第1項の申し込みには、次の各号に掲げる場合に依りて、ドコモが別途定めるdアカウント規約に基づきドコモが発行した、それぞれ当該各号に定めるdアカウントが必要となります。ただし、ドコモが別途定める場合は除きます。
 - (1) ドコモ回線契約者の場合:ドコモ回線dアカウントのID及びパスワード。
 - (2) 非ドコモ回線契約者の場合:キャリアフリーdアカウントのID及びパスワード。

(利用契約の申込みの承諾)

- 第6条 ドコモは次の各号に掲げる事由のいずれかに該当する場合は、前条の申込を承諾しないことがあります。
- (1) 申込内容に不備若しくは事実と反する内容がある場合、又はそのおそれがある場合。
 - (2) 申込者の情報配信装置が接続マニュアルに定めるサービスセンタとの接続条件を満たさない、又はそのおそれがあるとドコモが判断するとき。

- (3) 申込者が第 11 条に定める利用料金その他のドコモに対する債務(ドコモがその債権を第三者に譲渡した債務を含みます)の支払を現に怠り、又は怠るおそれがあるとドコモが判断したとき。
 - (4) 申込者が第 5 章の定めに違反するおそれがあるとドコモが判断したとき。
 - (5) 申込者が第 31 条の定めに違反するおそれがあるとドコモが判断したとき。
 - (6) ドコモが技術上又は業務の遂行上支障があると判断したとき
 - (7) 申込者が過去にドコモから本サービスの提供を停止され、又は利用契約を解除されたことがあるとき。
 - (8) その他ドコモが不適当と判断したとき。
2. ドコモが前条第 1 項に基づく利用契約の申込みを承諾し、その旨をドコモ所定の方法により申込者に通知した時点で、当該申込者とドコモとの間で利用契約が成立するものとします。

(変更の届出)

- 第7条 本契約者は、氏名、商号、住所、電話番号、電子メールアドレスその他ドコモへの届出内容に変更があった場合は、すみやかにその旨を別途ドコモが定める方法によりドコモに届け出るものとします。なお、届出内容に変更があったにもかかわらず、ドコモに届出がないとき(届出後、ドコモがその変更内容を確認できるまでの間を含みます)は、本規約等に定めるドコモからの通知については、ドコモが届出を受けている氏名、商号、住所、電子メールアドレス等への通知をもってその通知を行ったものとみなします。
2. ドコモは、前項の届出があったときは、本契約者に対し、その届出に係る変更の事実を証明する書類の提示又は提出を求めることができるものとし、この場合、本契約者はこれに応じるものとします。
 3. ドコモは、第 1 項に基づく届出の内容について、承認した場合、その旨の通知を発するものとし、当該通知が行われた時点で変更の届け出が完了するものとします。

(本契約者への通知)

- 第8条 ドコモは、本規約等で別に定める場合を除き、本契約者に対して行う各種通知を、本契約者から届出を受けている電子メールアドレス宛てに電子メールにより通知するものとします。
2. 前項に基づきドコモから本契約者への通知が電子メールにより行われる場合は、当該電子メールの送信がなされた時点で通知の効力を生じるものとします。なお、ドコモから通知された電子メールの内容がデータ化等により読み取ることができない場合は、本契約者は直ちにドコモにその旨を連絡し、その内容を確認するものとします。

(権利義務の譲渡禁止)

- 第9条 本契約者は、本規約に基づき、ドコモに対して有する権利又はドコモに対して負う義務の全部又は一部を第三者に譲渡し、承継させ、又は担保に供することはできません。

(利用契約上の地位の法定承継)

- 第10条 本契約者の合併又は会社分割等法定の原因に基づき本契約者の利用契約上の地位の承継があったときは、当該地位を承継した者は、ドコモに対し、すみやかに、承継の原因となった事実を証明する書類を添えてその旨を届け出るものとします。

(利用料金)

- 第11条 本サービスの利用の対価(以下「利用料金」といいます)は、別紙1に定めるものとします。
2. ドコモは、次の各号に定める期日まで利用料金に関する請求書を本契約者に交付し、又はドコモが指定する第三者に交付させるものとし、本契約者は、利用料金を、当該利用料金に加算される消費税(地方消費税を含みます)相当額とともに、当該請求書の交付日の属する月の月末(以下「支払期日」といいます)迄にドコモ又はドコモが指定する第三者が指定する金融機関の口座に振り込む方法によって支払うものとします。ただし、初期費用については、本サービスの利用開始月にかかる月額費用が発生しない場合には、初回に月額費用が発生する月の月額費用と合算して請求するものとします。
 - (1) 初期費用: 本サービスの利用開始月の翌月 15 日
 - (2) 月額費用: 本サービスを利用した月の翌月 15 日(毎月)
 3. 月額費用は、第 28 条第 2 項による場合を除き、日割りはしません。

4. ドコモ AI エージェント API の利用料は利用料金に内包するものとします。

(延滞利息)

第12条 本契約者は、利用料金(延滞利息を除きます。)について支払期日を経過してもなお支払いがない場合には、支払期日の翌日から支払いの日の前日までの日数について年(常に 365 日として計算するものとします)当たり、14.5%の割合で計算して得た額を延滞利息として、ドコモが指定する期日までに支払うものとします。

(本契約者が行う利用契約の解約)

第13条 本契約者は、ドコモ所定の解約申込書をドコモに解約希望月の前月末日までに提出することにより、利用契約を解約できるものとします。この場合、利用契約は、解約申込書に記載の解約日をもって終了するものとします。

(ドコモが行う利用契約の解除)

第14条 ドコモは、本契約者(再許諾先を含むものとします。)が本規約の定めの一にでも違反した場合、又は第17条第1項により本サービスの提供が停止された場合において、10 日程度の相当期間を定めて本契約者に対し当該違反又は当該停止の原因となった事由を是正するよう催告し、当該期間内にその違反が是正されないときは、当該期間の経過をもって当然に利用契約の全部又は一部を解除し、被った損害の賠償を第 27 条に基づき本契約者に請求することができるものとします。

2. ドコモは、本契約者(再許諾先を含むものとします。)が次の各号の一に該当するとドコモが判断した場合、何らの通知又は催告を要せず、ただちに利用契約の全部又は一部を解除し、被った損害の賠償を第 27 条に基づき本契約者に請求することができるものとします。

- (1) 本規約の定めに違反があり、当該違反の性質又は状況に照らし、違反事項を是正することが困難であるとき。
- (2) 本規約の定めに違反があり、当該違反の性質又は状況に照らし、事後本契約者(再許諾先を含むものとします。)において違反を是正してもなお本サービスを提供することが困難であるとき。
- (3) 第 5 章の定めに違反したとき。
- (4) ドコモへの届出内容が事実と反していることが判明したとき。
- (5) 本規約に基づく義務を履行する見込みがないと認められるとき。
- (6) 支払の停止があったとき、支払不能の状態に陥ったとき、破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始若しくは特別清算開始の申立てがあったとき、手形交換所の取引停止処分を受けたとき、又は仮差押え、保全差押え若しくは差押えを受けたとき。
- (7) 監督官庁から営業停止又は許可取消し等の処分を受けたとき。
- (8) 法令若しくは公序良俗に反する行為を行ったとき。
- (9) ドコモ又は第三者の知的財産権その他の権利又は利益を侵害したとき。
- (10) ドコモ又は第三者の信用又は名誉を毀損したとき。
- (11) 詐欺、その他の犯罪行為を行ったとき。
- (12) 利用サービスを通じてウィルス・プログラムその他の有害プログラム等をサービス利用者その他の第三者に送信したとき。
- (13) ドコモ又は第三者の機器、設備等(サービスセンタを含みます)の利用又は運営に支障を及ぼしたとき。
- (14) 本サービスの運営を妨げ、又は支障を及ぼしたとき。
- (15) ドコモに重大な危害又は損害を及ぼしたとき。
- (16) その他利用契約を継続できないと認められる相当の事由があるとき。

第 3 章 本サービスの再許諾

(再許諾)

第 15 条 本契約者は、第 5 条第 2 項に基づき、再許諾先の名においてサービス利用者に対して利用サービスを提供することを許諾する目的に限り、再許諾先に本サービスを利用させることができるものとします。ただし、本契約者は、再許諾先が本規約遵守のための体制等を整備していることを総合的に判断し、予めドコモの書面による承諾を得たうえで、再許諾先を決定するものとし、利用契約に基づく

本契約者の義務と同等の義務を再許諾先に負わせ、再許諾先において義務違反のないよう管理監督するものとします。なお、ドコモは、再許諾先の行為を全て本契約者の行為とみなし、本契約者に対し、利用契約上の責任を問うことができるものとします。

2. 本契約者は、前項に基づき再許諾先に本サービスを利用させることにつきドコモに承諾を求めるに際し、又はドコモから要請があった場合はすみやかに、再許諾先の企業情報及び本サービスの利用の態様等、ドコモが別途指定する事項について報告するものとします。
3. 本契約者は、第 16 条第 2 項及び第 17 条第 3 項に定める通知を、自らの責任をもって再許諾先へ通知するものとします。
4. ドコモは、再許諾先における本サービスの利用に関し、再許諾先に対していかなる責任も負わず、本契約者は、本サービスの利用に関して再許諾先その他の第三者から苦情、問合せ等を受け、又はこれら第三者との間で紛争等を生じた場合は、本契約者が自らの費用と責任で解決するものとし、ドコモを免責せしめるものとします。
5. 本条の定めにかかわらず、本契約者は、第 29 条に定める秘密情報を、ドコモの事前の書面による承諾を得ずに、再許諾先へ開示しないものとします。

第 4 章 本サービスの提供中断及び提供停止等

(本サービスの提供中断)

第16条 ドコモは、次の各号のいずれかに該当する場合には本サービスの全部又は一部の提供を中断することがあります。

- (1) 天災地変等の不可抗力により本サービスの提供ができなくなったとき。
- (2) サービスセンタその他のドコモの機器・設備等の保守又は工事を実施する必要があるとき。
- (3) サービスセンタその他のドコモの機器・設備等に故障、障害その他やむを得ない事由が生じたとき。
- (4) 災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持に必要な通信その他公共のために必要があるとき。
- (5) ドコモの運用上又は技術上、ドコモが本サービスの全部又は一部の提供を中断する必要があると判断したとき。
2. ドコモは、前項に定めるほか、本サービスの運用上必要な範囲において、本サービスの利用の制限等を行うことができるものとします。
3. ドコモは、第1項に基づく本サービスの全部若しくは一部の提供の中断又は前項に定める利用の制限等を計画している場合は、その旨を、本規約を掲載するウェブサイト<<https://www.ntt.com/business/services/aitelephone.html>> (当社がその URL を変更した場合は、変更後の URL とします) 上に掲載する方法、または、申込書へ記載された連絡先への E メールにより本契約者に周知するものとします。ただし、緊急やむを得ない場合は当該周知を行わないことがあります。
4. ドコモは、第 1 項又は第 2 項の定めに基づき本サービスの提供を中断し、又はその利用を制限等した場合であっても利用料金の減免等は行わず、また当該提供中断又は利用制限等により本契約者に損害が生じた場合であっても、責任を負いません。

(本サービスの提供停止)

第17条 ドコモは、本契約者が次の各号のいずれかに該当するとドコモが判断したときは、本契約者に対する事前の通知を行うことなく、本サービスの全部又は一部の提供を停止することができるものとします。

- (1) 本契約者が接続マニュアルに定める接続条件をみたさないとき。
- (2) 支払期日を経過してもなお利用料金その他のドコモに対する債務を支払わないとき(ドコモがその支払の事実を確認できないときを含みます)、第 5 章又は第 32 条の定めに従ったとき、その他本契約者が本規約の定めいずれかに違反したとき。
- (3) その他ドコモの業務の遂行上支障があるとドコモが認めたとき。
2. 前項の定めにかかわらず、ドコモは、本契約者に対し、前項の措置に替えて又は前項の措置とともに 10 日程度の相当期間を定めて当該事由を解消すべき旨を求めることができるものとします。ただし、この措置は、ドコモが第 14 条に基づき利用契約を解除することを妨げるものではないものとします。
3. 第 1 項の定めに基づきドコモが本サービスの全部又は一部の提供を停止した場合であっても、本契

約者は利用料金の支払義務を免れることはできません。

(本サービスの廃止)

第 18 条

ドコモは、ドコモの都合によりいつでも本サービスの全部又は一部を廃止することができるものとし、この場合、本規約を掲載する当社のウェブサイト <<https://www.ntt.com/business/services/aitelephone.html>> (当社がその URL を変更した場合は、変更後の URL とします) に掲載する方法、または、申込書へ記載された連絡先への E メールにより、本契約者に対してその旨を周知するものとします。なお、本サービスの全部が廃止された場合は、当該時点をもって利用契約は自動的に終了するものとします。ドコモは、前項の定めに基づき本サービスの全部又は一部を廃止したことにより本契約者に損害が生じた場合であっても、責任を負いません。

第 5 章 本契約者の義務

(利用サービスの保証)

第19条 本契約者は、利用サービスの名称及び内容について、次の各号に掲げる事項を保証するものとします。

- (1) 第三者の著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権、肖像権その他の権利若しくは利益を侵害せず、不正競争防止法に違反しないこと、又はそのおそれがないこと。
 - (2) 犯罪を構成し若しくは犯罪を助長するものでないこと、又はそのおそれがないこと。
 - (3) 公序良俗に反しないこと、又はそのおそれがないこと。
 - (4) ドコモ若しくは第三者の電気通信設備(サービスセンタを含みます)の利用若しくは運用に支障を与えないこと、又はそのおそれがないこと。
 - (5) 法令等に違反しないこと、又はそのおそれがないこと。
2. 利用サービスに関して、ドコモがサービス利用者又はその他の第三者との紛争等により損害を被った場合は、本契約者はその一切の損害を第 27 条に基づき賠償するものとします。

(個人情報等の取扱い)

第20条 本契約者は、利用サービスを提供するにあたっては、音声データ及び対話ログ(以下総称して「ログデータ」といいます)を取得・利用することについて、当該利用目的及び利用範囲を明らかにしたうえで、サービス利用者から事前の同意を得る、通知する又は公表する等、個人情報の保護に関する法律(以下「個人情報保護法」といいます)を遵守し、サービス利用者のプライバシーその他の権利又は利益を保護するために必要かつ相当と認められる措置を講じるものとします。

2. 本契約者は、前項に定めるほか、利用サービスを通じて取得した個人情報、位置情報その他サービス利用者に関する情報については、個人情報保護法を遵守するほか、サービス利用者のプライバシーその他の権利又は利益を保護するために必要かつ相当な措置を講じるものとします。
3. ログデータを利用する本契約者は、当該ログデータが個人情報保護法第 2 条に定める個人データに該当する場合には、ドコモが別に定める「プライバシーポリシー」<<https://www.nttdocomo.co.jp/utility/privacy/>> (当社がその URL を変更した場合は、変更後の URL とします。)に掲げる目的で利用するため、ログデータを個人データとしてドコモに提供する場合があることについて、サービスガイドラインの定めに従い、サービス利用者の事前の同意を得るものとします。

(広告等)

第21条 本契約者は、利用サービスに関する広告・宣伝等を行う場合、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならないものとします。

- (1) 特定商取引に関する法律、特定電子メールの送信の適正化等に関する法律、消費者契約法、不当景品類及び不当表示防止法その他関係法令に違反しないこと。
- (2) 虚偽、誇大な表現などによりサービス利用者に誤認を与えるおそれのある表示をしないこと。
- (3) 公序良俗に反する表示をしないこと。
- (4) サービス利用者に対し、あたかもドコモが利用サービスを提供し、若しくは保証しているかのような誤認を与えるおそれのある表示をしないこと。

(苦情対応等)

- 第22条 本契約者、再許諾先又はドコモが利用サービスに関してサービス利用者その他の第三者から苦情、問合せ等を受け、又はこれら第三者との間で紛争等を生じた場合は、本契約者又は再許諾先が自らの費用と責任でこれに対応し、解決するものとし、ドコモを免責せしめるものとします。
2. 前項の苦情、問合せ又は紛争等に起因してドコモに損害が発生した場合、ドコモは本契約者に対し、当該損害の賠償を第 27 条に基づき請求することができるものとします。
 3. 本契約者は、利用サービスに関して苦情、問合せ等の対応その他のための連絡窓口を設置してサービス利用者に周知又は通知し又は再許諾先をして当該措置を行わせなければならないものとします。
 4. 本契約者は、ドコモがサービス利用者その他の第三者から利用サービスに関して苦情、問合せ等を受け、又はこれら第三者との間で紛争等を生じた場合、ドコモが当該第三者に対して本契約者の連絡窓口を案内することについて、予め同意するものとします。
 5. 本契約者は、第三者が提供するコンテンツ等のサービス(以下「第三者サービス」といいます)を本サービスに接続して利用するときは、自己の責任と費用負担において実施するものとします。また、第三者サービスの利用により本サービスの利用に支障等が生じた場合は、本契約者と当該第三者との間で協議・解決するものとし、ドコモを免責せしめるものとします。

第 6 章 雑則

(商標等の使用許諾)

- 第23条 本契約者は、本規約に別段の定めがある場合を除き、ドコモの事前の書面による承諾がない限り、ドコモの商標、標章、ロゴマーク等)を使用してはならないものとします。

(残存効)

- 第24条 利用契約が解約・解除等により終了した場合でも、第 9 条(権利義務の譲渡禁止)、第 12 条(延滞利息)、第 16 条(本サービスの提供中断)第 3 項、第 17 条(本サービスの提供停止)第 4 項、第 18 条(本サービスの廃止)第 3 項、第 19 条(利用サービスの保証)第 2 項、第 22 条(苦情対応等)、第 25 条(非保証)、第 26 条(権利の帰属)から第 29 条(秘密保持)まで、第 30 条(秘密書類の保管及び複製等の禁止)第 3 項、第 33 条(準拠法)、第 34 条(合意管轄)及び本条の定めは引き続き効力を有するものとします。

(非保証)

- 第25条 ドコモは、本契約者(再許諾先を含み、以下本項において同じとします。)に対し、以下の各号に掲げる事項について、何らの保証もしないものとします。
- (1) サービスガイドライン及びサービスセンタを含む本サービスの提供にかかる電気通信設備等について、瑕疵がないこと。
 - (2) 本サービスが、本契約者が意図する使用目的又は用途に合致していること。
 - (3) 本契約者における本サービスの利用が、第三者の知的財産権その他の権利若しくは利益を侵害していないこと、又は本サービスの利用に第三者の許諾を必要としないこと。
 - (4) 本サービスが、本契約者に対して常時提供可能であること。
2. ドコモは、前項に定める事項のほか、本サービスについて、それらの内容の真偽、正確性、有用性、即時性、信ぴょう性、適法性、第三者の権利を侵害していないこと、特定目的適合性、その他本サービスを利用したこと若しくは利用できなかったこと及びその結果等について保証しないものとします。
 3. 前各項に関して本契約者又は再許諾先が何らかの損害を被った場合であっても、ドコモはその責任を負わないものとします。

(権利の帰属)

- 第26条 サービスガイドラインその他利用契約を通じて本契約者に提供される情報等に係る著作権、特許権等の知的財産権、ノウハウ等の一切の権利はドコモ又は第三者に帰属します。利用契約の締結は、本契約者に対し何らの権利の移転を伴うものではなく、また、本契約者に対し本サービスの利用に

必要な範囲を超えてこれらの情報等の使用又は利用を認めるものではありません。

(本契約者が負う賠償責任)

第27条 本契約者は、本規約の違反その他本サービスの利用に関連してドコモに損害を及ぼした場合、ドコモに対しその損害(合理的な弁護士費用を含みます)を賠償するものとします。

(ドコモが負う賠償責任)

第28条 ドコモは、本サービスを提供すべき場合において、ドコモの責めに帰すべき事由によりその提供をしなかったときは、本サービスが全く利用できない状態(全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下この条において同じとします)にあることをドコモが認知した時刻から起算して24時間以上その状態が連続した場合に限り、本契約者に生じた損害を賠償します。

2. 前項の場合において、ドコモは、本サービスが全く利用できない状態にあることをドコモが認知した時刻以後その状態が連続した時間(24時間の倍数である部分に限ります)について、24時間ごとに日数を計算し、第11条第1項第1号に定める月額料金のうちその日数に対応する月額料金相当額を発生した損害とみなし、その額に限り賠償します。
3. 第1項に定める場合以外の場合において、ドコモが本契約者に対して損害賠償責任を負う場合であっても、ドコモが本契約者に対して負う責任の範囲は、通常生ずべき直接の損害(逸失利益を除きます)に限られるものとし、かつ、第11条第1項第1号に定める1か月分の月額料金相当額を上限とします。
4. ドコモの故意又は重大な過失により本契約者に損害を与えた場合は、前三項の定めは適用しません。

(秘密保持)

第29条 本契約者は、ドコモの事前の書面による承諾なくして、利用契約を通じてドコモから口頭又は書面を問わず開示されたアイディア、ノウハウ、発明、図面、写真、仕様、データなどのドコモの技術上、営業上、並びに業務上の一切の情報(以下「秘密情報」といいます)を利用契約の目的以外の目的に使用せず、また第三者に開示、漏洩しないものとします。

2. 前項の定めにかかわらず、本契約者が次の各号の一に該当することを立証した情報は、秘密情報に含まれないものとします。
 - (1) 開示され又は知得する以前に公知であった情報
 - (2) 開示され又は知得する以前に自らが既に保有していた情報
 - (3) 開示され又は知得した後、自らの責めに帰さない事由により公知となった情報
 - (4) 開示され又は知得した後、その秘密情報によらず自らの開発により知得した情報
 - (5) 開示され又は知得した後、正当な権限を有する第三者から秘密保持の義務を負わず適法に知得した情報
3. 第1項の定めにかかわらず、本契約者は、秘密情報のうちドコモから本サービスの提供を通じて開示された情報、及びサービスガイドラインの内容並びにそれらに付帯する情報等に関しては、利用サービスの提供及び開発のために必要最小限の範囲に限り、当該利用サービスの提供及び開発に関する業務を委託する自己の委託先に開示することができるものとします。
4. 本契約者が法人その他の団体の場合において、本契約者が、自己の役職員に秘密情報を開示するときは、当該役職員(退職又は退任後も含みます)が当該義務に違反することのないように、必要な措置を講じなければならないものとします。
5. 本契約者が本条の定めに基づき第三者にドコモの秘密情報を開示する場合は、当該第三者に本規約に定める自己の義務と同等以上の義務を課すものとします。なお、この場合において、当該第三者が当該義務に違反し、ドコモに損害を与えたときは、本契約者は自らの故意・過失の有無にかかわらず、ドコモが被った一切の損害を賠償するものとします。

(秘密書類の保管及び複製等の禁止)

第30条 本契約者は、秘密情報に関する全ての文書並びにその他の媒体(電磁的に記録されたものを含み、以下、「秘密書類」といいます)を他の資料又は物品と明確に区別し、善良なる管理者の注意をもって保管するものとします。

2. 本契約者は、事前にドコモの書面による承諾がない限り、秘密書類の全部又は一部を複製し、又は改変(以下「複製等」といいます)することはできないものとします。なお、事前の書面承諾を得て複

製等を行った秘密情報についても秘密書類に含まれるものとします。

3. 本契約者は、利用契約が終了し、又は利用契約の有効期間中にドコモから要求を受けたときは、すみやかにドコモの指示に従い、秘密書類をドコモに返還し、又は破棄するものとします。

(反社会的勢力の排除)

第31条 本契約者は、次の各号のいずれか一にも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを表明し、保証するものとします。

- (1) 自ら(法人その他の団体にあっては、自らの役員を含みます)が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等その他これらに準じる者(以下総称して「暴力団員等」といいます)であること。
 - (2) 本契約者が法人その他の団体の場合にあっては、暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること。
 - (3) 本契約者が法人その他の団体の場合にあっては、暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。
 - (4) 自ら若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること。
 - (5) 暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。
 - (6) 本契約者が法人その他の団体の場合にあっては、自らの役員又は自らの経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること。
2. 本契約者は、自ら又は第三者を利用して次の各号のいずれか一にでも該当する行為を行わないことを保証するものとします。
 - (1) 暴力的な要求行為
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
 - (4) 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いてドコモの信用を毀損し、又はドコモの業務を妨害する行為
 - (5) その他前各号に準ずる行為
 3. 本契約者は、本サービスを利用し、利用サービスを提供するにあたり業務を委託する契約、原材料等を購入する契約その他利用サービスに関連する契約(以下総称して「関連契約」といいます)の相手方(以下「委託先事業者」といい、関連契約が数次に渡る場合は、その全てを含みます)又は再許諾先が次の各号に該当したときは、速やかに関連契約の解除、再許諾先による利用サービスの提供に関する承諾の撤回その他の必要な措置を取るものとします。
 - (1) 委託先事業者又は再許諾先が第1項各号に該当することが判明したとき
 - (2) 委託先事業者又は再許諾先が自ら又は第三者を利用して、第2項各号に掲げる行為をしたとき

(法令等の遵守)

第32条 本契約者は本規約の定めに従うほか、監督官庁の指示・指導、関係法令等を遵守するものとします。

(準拠法)

第33条 利用契約の成立、効力、解釈及び履行については、日本国法に準拠するものとします。

(合意管轄)

第34条 利用契約に関する一切の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

附則(2020年12月10日)

本規約は2020年12月10日から実施します。

附則(2021年3月8日)

この改正による本規約は、2021年3月8日から実施します。

附則(2022 年 1 月 26 日)

この改正による本規約は、2022 年 1 月 26 日から実施します。

附則(2022 年 6 月 8 日)

この改正による本規約は、2022 年 6 月 8 日から実施します。

附則(2023 年 3 月 30 日)

この改正による本規約は、2023 年 3 月 30 日から実施します。

附則(2024 年 6 月 20 日)

この改正による本規約は、2024 年 6 月 20 日から実施します。

附則(2025 年 2 月 14 日)

この改正による本規約は、2025 年 2 月 14 日から実施します。

以上

別紙1「料金表」

通則

(端数処理)

1 当社は、料金その他の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てるものとします。

(消費税相当額の加算)

2 第11条の規定により料金表の定める料金の支払を要するとしている額は、この料金表に定める消費税を加算しない額に、消費税相当額を加算した額(料金表において括弧内の価格)とします。

(料金の算定)

3 契約者は料金表 第1表に定める初期費用と月額費用の支払を要します。

料金表 第1表

1. 初期費用

1-1. システム設定費

単位	価格(税込価格)
1契約毎	100,000 円(110,000 円)

1-2. システム構築費

単位	価格(税込価格)
—	個別提示

2. 月額費用

2-1. サービス利用料

単位	価格(税込価格)
1契約毎	個別提示

2-2. 通話料

単位	価格(税込価格)
1 分まで毎	個別提示

2-3. 保守運用費

単位	価格(税込価格)
—	個別提示